



令和4年10月～

育児休業期間中に転籍(転職)があった場合の手続きについて

転籍と同時に育児休業から復職した場合（雇用保険喪失・取得手続きを伴うもの）

育児休業期間中に1日の空白もなく転籍（転職）し、転籍と同時に復職された場合は、復職の前日（退職日）までの給付金が受けられます。

＜手続きの流れ＞

① 転籍前事業所の喪失手続き

重要!

② 転籍後事業所の取得手続き



支給申請を先にするのはNG!!
喪失・取得手続きが先!!

※ 誤申請の場合、給付金を全額回収する場合があります

③ 上記①②終了後、下記必要書類を(転籍前の)管轄ハローワークに提出（転籍前事業主が行う）

＜必要書類＞

・ 育児休業給付支給申請書

→ 支給申請書裏面の事業所名・事業主氏名は、転籍前の事業主の証明

・ 申請期間分の賃金台帳、出勤簿（写し）※ 照合省略事業所の場合は不要

・ 転籍先での復職が確認できるもの（出勤簿・タイムカード写し）

→ 転籍後の事業所名・本人氏名が記載されているものがが必要です。記載がない場合は追記してください。



子の生年月日：令和3年12月1日

育児休業中：就労・賃金なし

11月1日付で転籍と同時に職場復帰

金支給申請書

読んでから記入してください。

＜記入例＞

1. 被保険者番号		2. 資格取得年月日		3. 育児休業開始年月日		4. 支給単位期間その1(初日～末日)		5. 支給単位期間その2(初日～末日)	
6. 事業所番号		7. 管轄区分		8. 支給終了年月日		9. 出産年月日		10. 前回復職年月日	
11. 被保険者氏名		フリガナ(カタカナ)		12. 就業日数		13. 就業時間		14. 支払われた賃金額	
15. 支給単位期間その1(初日)		(末日)		16. 就業日数		17. 就業時間		18. 支払われた賃金額	
5-04-09		27-10-26		0		0		0	
19. 支給単位期間その2(初日)		(末日)		20. 就業日数		21. 就業時間		22. 支払われた賃金額	
5-04-10		27-10-31		0		0		0	
23. 最終支給単位期間(初日)		(末日)		24. 就業日数		25. 就業時間		26. 支払われた賃金額	
5-04-11		01-11-01		0		0		0	
27. 職場復帰年月日		28. 支給対象となる期間の延長事由一期間		29. 次回支給申請年月日		30. 延長事由		31. 未支給区分	
5-04-11		職場復帰年月日は転籍先の取得年月日を記入		5-04-11		22. 否認		23. 未支給区分	
32. 配偶者		33. 配偶者の被保険者番号		34. 21. 次回支給申請年月日		35. 延長事由		36. 未支給区分	
				5-04-11		22. 否認		23. 未支給区分	
37. その他賃金に関する特記事項		38. 11/1付 関連会社へ転籍		39. 支給単位期間の途中で支給終了になる場合は、その理由を記入		40. 延長事由		41. 未支給区分	
						22. 否認		23. 未支給区分	

裏面に続きます



ハローワーク品川

R041001

転籍後も引き続き育児休業を取得する場合（雇用保険喪失・取得手続きを伴うもの）

育児休業期間中(支給単位期間の途中)に1日の空白もなく転籍（転職）し、引き続き育児休業を取得する場合の取り扱いが下記のとおり変更となりました。

- 令和4年9月までは
転籍前、転籍後の確認書類を合わせて、転籍後の管轄ハローワークで手続き
- **令和4年10月からは**
転籍前、転籍後、それぞれの管轄ハローワークで手続き

〈手続きの流れ〉

- ① 転籍前事業所の喪失手続き
- ② 転籍後事業所の取得手続き
- ③ 転籍前事業所の喪失日までの支給申請（転籍前事業主が管轄ハローワークに提出）
- ④ 転籍後事業所の取得日以降の支給申請
→ 下記「記入例」と「☆POINT」参照

重要!



支給申請を先にするのはNG!!
喪失・取得手続きが先!!

※ 誤申請の場合、給付金を全額回収する場合があります

POINT 10月以降の転籍の取り扱い

- * 転籍前の支給単位期間を**引き継ぎません!!**
- * 支給単位期間は**取得日から1ヶ月区切り**にかかります!!
- * 転籍後の育児休業は**分割取得の2回目**としてカウントされます!!
- * 育児休業延長後に転籍する場合、**給付金は離職日で支給終了**です!!

〈必要書類〉

- 転籍前事業所
 - ・ 育児休業給付支給申請書（継続）
 - ・ 申請期間分の賃金台帳、出勤簿（写し）※ 照合省略事業所の場合は不要
- 転籍後事業所
 - ・ 育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書
 - ・ 転籍日（取得日）以降、育児休業を取得していることの確認書類（育児休業申出書や雇用契約書等）
 - ・ 申請期間分の賃金台帳、出勤簿（写し）※ 照合省略事業所の場合は不要

※ 1歳から1歳半、1歳半から2歳までの間で
資格喪失・取得を伴う手続きをすると、
**取得日以降(転籍後)の
給付金が受給できなくなります**
ご不明な点は管轄のハローワークへお問い合わせください

〈記入例〉

第101条の30関係（第1面）

育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書



子の生年月日：令和4年7月1日
育 児 休 業 中：就労・賃金なし
11月1日付で転籍し、転籍後も育児休業を取得

↑ 転籍後の1回目は初回様式で申請！
（休業開始時賃金月額証明書は不要）



4. 事業所番号	5. 育 児 休 業 申 出 日	6. 出生年月日
5-041101	5-041101	5-041101
8. 通知に同一の手について 出生時育児休業 または育児休業 取得の有無	9. 個人番号	7. 出生予定日
1	5-041101	5-041101
11. 支給単位期間その1（前日）	12. 支給単位期間その2（前日）	13. 就労日数
5-041101	5-041201	0
14. 就労日数	15. 就労時間	16. 支払われた賃金額
0	0	0
17. 支給単位期間その2（前日）	18. 就労日数	19. 就労時間
5-041201	0	0
20. 支給された賃金額	21. 支給された賃金額	22. 支給された賃金額
0	0	0

↑ 資格取得日から1ヶ月区切りで記入（1ヶ月ごとの申請も可）

その他、ご不明な点は **ハローワーク品川 雇用継続課** までお問合せください

R041001